

## 第18期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題及び検討の進め方について（抜粋）

### 3. 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備

#### （1）問題の所在

文化審議会著作権分科会においては、デジタル・ネットワーク化の進展などの社会の変化を受け、著作物の創作・流通・利用を巡る環境に大きな変化が生じていることを踏まえ、新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備が求められている。

本課題については、これまで、新たな時代における著作物の利用に係るニーズを把握し、これを整理・分類した上で検討を行ってきた。分科会報告書においては、優先的に検討することとしたニーズへの対応を念頭において、明確性と柔軟性を備えた複数の権利制限規定による「多層的」な体系を構築することが提言された。

これを受け、改正法により「柔軟な権利制限規定」等の整備がなされたが、同報告書の取りまとめ段階では検討に着手するには至らなかった他のニーズについても、今後、各ニーズの分類及び優先度を考慮しつつ、順次検討を行うことが求められる。

#### （2）本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

平成29年度では、ニーズ募集に寄せられたニーズのうち、権利制限規定による対応が求められるその他のニーズについては、①ニーズの明確性や②権利制限による対応の正当化根拠の見通し、③優先度の観点から分類・整理が行われたところであり、また、本小委員会の下に設置したワーキングチームにおいて今後の検討すべき課題について意見が示されていることを踏まえ、ニーズの分類や優先度を考慮しつつ、順次検討を行うことが適当であるとした。また、ニーズ募集において寄せられた権利制限規定以外の政策手段による対応を求めるニーズについても、ニーズの内容や課題の優先度を考慮しながら、必要に応じて検討を行っていくことが適当であるとした。

このうち、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について、検討を行っていくべきとの本小委員会における議論を踏まえ、昨年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」が実施されてきた。同調査研究では、著作物等の利用に関するライセンス契約の実態、対抗制度が存在しないことによって問題が生じた事例の有無、独占的ライセンスの対象となっている著作権等の侵害への現在の対応状況、制度導入による著作物等の利用環境への影響等に関する調査や諸外国における類似制度について基礎調査を実施するとともに、それらを踏まえた他の関係法令（民法、特許法等）との整合性を含む論点について整理が行われ、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示されたことを踏まえ、本小委員会としても検討を行うことが適当であると考えられる。

検討にあたっては、仮に制度を導入することとした場合における民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響等に配慮した制度設計の在り方を含め、専門的な見地から更なる検討を行うことが必要であると考えられる。